

仕 様 書

- 1 件名
東京都立大学 教育研究用情報システム機器の借入れ（長期継続契約）
- 2 借入期間
令和4年10月1日から令和9年9月30日まで（60か月）
- 3 納入場所
(1) 本学が指定するデータセンター
(2) 南大沢キャンパス 東京都八王子市南大沢一丁目1番地
※データセンターの住所は契約締結後受託者に開示する。
- 4 目的
本件は、3東公法総会契第8184号「東京都立大学次期教育研究用情報システム再構築委託（長期継続契約）」用の機器一式を借り入れるものである。
- 5 借入物品
別紙1「機器調達仕様書」のとおり
- 6 支払方法
契約月額を毎月の継続支払いとする。本契約の履行確認が完了し、検査合格後、適正な請求を受けた日から起算して60日以内に支払う。
- 7 環境により良い自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 8 その他
(1) 契約締結後、速やかに東京都立大学（以下「本学」という。）の担当者に「借入物品一覧表」を提出すること。
(2) 機器の搬入、設置整備、撤去にかかわる費用は賃貸人の負担とする。
(3) 賃貸人は、業務の遂行上、直接又は間接に知り得た全ての情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。これらは契約終了後も同様とする。
(4) 機器交換または返却時等におけるデータ消去に関し、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本学と協議の上、これを定めるものとする。

- (5) 本仕様書に記述のない事項については、別添「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の定めによる。
- (6) その他、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、本学と協議の上、これを定めるものとする。

担当 東京都立大学管理部
学術情報基盤センター事務室
情報基盤技術係 竹内・吉田・鈴木・清武
住所 東京都八王子市南大沢一丁目1番地
電話番号 042-677-1111 (内線 2650)

機 器 調 達 仕 様 書

1 総則

- (1) 本契約は、契約締結済である次期教育研究用情報システム再構築（以下「既契約」という。）用の機器一式を借入れるものである。
- (2) 教育研究用情報システムは、本学の教員と学生両方および関係する研究者による教育研究活動に資するサービスを提供するシステム群である。本契約は、これらのシステム群を支える仮想基盤サーバを中心とした機器とソフトウェアを調達するものである。なお、ユーザ数については、学生、教職員、その他関係者を合計して約 12,000 人である。
- (3) 仮想基盤サーバについては、SDN コントローラ等のソフトウェアを別途契約により追加で導入する。

2 基本仕様

- (1) 本契約にて調達する全ての機器及びソフトウェア（以下「調達物品」という。）が正常に動作するための機器の運搬、納入・設置、ネットワーク・電気工事、借入期間満了後の撤去などに係る諸費用（搬入作業、養生作業、据付作業、電源工事、雑材料等の費用）の一切は賃貸人の負担とする。
- (2) 本契約における調達物品については、信頼性、安定性及び安全性が高く、維持管理が効率的なものとすること。
- (3) 調達物品は、導入後 5 年間は製品仕様に対する問合せや脆弱性対応などの保守サポートが受けられる製品とすること。ただし、借入期間中にメーカ都合により保守サポートが打ち切られる場合は、別途本学と協議し対応を決定する。
- (4) 調達物品のうち、教育機関向けライセンスが調達できる場合は、可能な限りこれによる調達を優先すること。
- (5) 機器の調達だけでなく、設置まで対応すること。なお、設置に際しては、既契約の受託者（以下「構築業者」という。）、本学が別途契約するデータセンター運營業者及びネットワーク委託業者との十分な連携及び調整を行うこと。
- (6) 本仕様書に記述のない事項については、別添「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の定めによる。なお、本契約において別添にある「委託者」、「受託者」はそれぞれ「借借人」、「賃貸人」に読み替える。
- (7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は本学と協議の上、これを定めるものとする。

3 機器の納入・設置・撤去

- (1) 借入期間の開始日の前日までにすべての機器の納入、設置、設定、調整及びソフトウェアの導入を完了し、正常に動作が利用可能な状態で引渡しを行うこと。
- (2) 納入・設置の日時・場所について、事前に本学担当と連絡調整を行い指示に従うこと。
- (3) 納入・設置・撤去等に係る諸費用（搬入作業、養生作業、据付作業、電源工事、雑材料等の費用）は賃貸人の負担とする。
- (4) 機器の納入・設置場所は本学が指定するデータセンターとする。データセンターは別途契約により調達済であり、ラック数量は 4 架（19 インチラック フルサイズ・42U）であり、ラック毎への電力供給能力は、定格 6 KVA である。なお、具体的な設置場所と設置方法については、本学の指示に従うこと。

- (5) 設置に際し、地震等の災害時及びセキュリティ上の物理的な安全対策については、データセンター運営業者にて対応するが、機器に対する災害時の監視及び管理データのセキュリティ対策については、調達する機器の機能により対応すること。
- (6) 設置した機器に対して機器ホスト名が分かるラベルの貼付、機器に接続した各種ケーブルに接続元と先が分かるようタグを付けること。
- (7) 納入時の発生材、梱包材等は賃貸人が責任を持って引き取り、関係法令に基づいて適切に処理すること。
- (8) 納入・設置・撤去にあたっては、安全に十分配慮し怪我のないよう行うこと。施設の状況を十分に確認し、建物、設備を傷つけないよう特に配慮して作業を行うこと。万一損害を生じた場合には、賃貸人の負担により原状に復旧すること。また納入・設置・撤去時の調達物品の盗難等についても同様とする。
- (9) 機器等の納入・設置・撤去作業等は原則、祝日を除く月～金曜日9時から18時までとする。ただし、作業遅延等により、本学担当者が必要と判断した場合は、上記時間以外でも対応すること。
- (10) 借入期間満了後、機器の撤去を行うこと。撤去にあたっては、ラック等からの取り外し作業も含めること。
- (11) 撤去する機器に対して、データ消去が必要な機器は本学と協議のうえ実施すること。データ消去を実施した際、作業実施証明書を提出すること。

4 想定スケジュール

本作業の想定スケジュールは以下のとおりとする。

なお、詳細なスケジュールは契約締結後、協議の上で決定する。

作業項目	7月	8月	9月	10月
1 借入期間	※契約締結は 6月末から7月上旬目処			機器借入の開始 (令和4年10月1日から 令和9年9月30日まで)
2 構築業者との調整及び設定作業	→			
3 機器運搬・設置作業		→		

5 調達物品仕様

- (1) 仕様内に記載のある参考品は例示するものであり、指定するものではない。仕様と同等以上のものを選定すること。ただし、外寸・重量は同等以下であること。また、入札前に「性能証明書」を提出し、機器仕様を満たすことを証明すること。
- (2) 異なる機種の商品を混合することなく、項目毎に機種を統一して納品すること。
- (3) 組立てに必要な物品は、納品時に組立てを行い、完成品として使用できる状態で納品すること。
- (4) 電源が入れられるものに関しては、動作確認を行い不良品があった場合は速やかに良品と交換を行うこと。
- (5) 仕様詳細については別紙「調達物品一覧」のとおり。

6 保守及び障害対応

- (1) 保守対象とする製品は、調達物品全てとすること。

- (2) 調達物品について、開発元が提供する保守サービス（5年分）を構成に含めること。
- (3) 各機器・ソフトウェアに対する保守サービスの内容は、以下の内容に準ずること。ただし、調達する製品の制約上などの理由により、以下の内容に準ずることができない場合は、保守サービス内容を明確化し本学担当者へ報告すること。

ア ハードウェア

- ・オンサイトでのハードウェア修理又は交換
- ・原則、国民の祝日に関する法律に規定する日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで（緊急時のみ本学と協議のうえ時間外での対応を行う。）

イ ソフトウェア

- ・最新バージョンの提供
 - ・リリース、アップデート及びセキュリティ・フィックスの入手
 - ・本学からの問合せ対応
 - ・原則、国民の祝日に関する法律に規定する日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時まで（緊急時のみ本学と協議のうえ時間外での対応を行う。）
- (4) 調達物品にバグや脆弱性が発見された場合、解消するための対応（パッチ提供、対策手順など）を提供すること。
- (5) 調達物品に異常や磨耗を検知した場合、原因となる箇所の交換を含む必要な措置を行い、正常な動作を保てることを確認すること。
- (6) 障害発生又は異常を検出した際は、部品交換も含めた機器保守作業を行うこと。なお、ファームウェアを有する機器は、ファームウェアも対象とする。
- (7) 障害発生時は本システム運用業者と連携し、速やかに障害箇所の特定、原因の除去、障害予防措置を行うこと。
- (8) 運用保守及び障害対応により生じる機器の交換、修理、再設定、代替機搬送等、保守に係わる費用は賃貸人負担とすること。
- (9) 対応作業後はその都度、対象機器、作業日時、作業内容、その他必要事項を記載し、本学担当者へ提出すること。
- (10) 以下の業務については、本契約の保守対象外とする。

ア 借入期間中の調達物品の移設又は撤去

イ 機器の改造

ウ 天災、地変等賃貸人の責に帰すことができない原因により生じた故障の修理

エ 賃借人の故意又は過失による故障、修理

調達物品一覧

No	品名		規格	数量	
1	仮想基盤サーバ	本体	筐体	19インチラック搭載型2U以内であること。	7
			CPU	・Intel Xeon Gold 6226Rまたは同等以上のCPUを2基搭載すること。 ・総物理コアで32コア以上搭載していること。	
			メモリ	・320GB以上のメモリ容量を確保すること。 ・DDR4-2933以上でECC付であること。	
			ストレージ	・サーバに接続されたストレージ装置からの起動とし、内蔵ストレージは搭載しないこと。	
			I/O	・1000 Base-T接続カードを搭載し、4ポート以上を確保すること。 ・10GBASE-T接続カードを搭載し、6ポート以上を確保すること。 ・16Gb 2ポートファイバーチャネルコントローラを搭載すること。	
			その他要件	・HDD、メモリ、CPU等リソースの障害発生の予兆を事前に提供できる機能を有すること。 ・ラックマウントキット一式を含むこと。	
			重さ	本体が39kg以下	
			外寸	W445.5mm × D679.4mm × H87.3mm と同等程度	
			電源	・電源ユニットを2個以上搭載し、冗長構成が可能であること。 ・AC100/200V 1000Wのユニットを2個以上搭載すること。	
			OS	・Microsoft Windows Server2019 DataCenter(16Core)、外部Storageからの起動とすること。	
2	管理サーバ	本体	筐体	19インチラック搭載型2U以内であること。	1
			CPU	・Intel Xeon Silver 4210Rまたは同等以上のCPUを1基搭載すること。 ・総物理コアで10コア以上搭載していること。	
			メモリ	・40GB以上のメモリ容量を確保すること。 ・DDR4-2933以上でECC付であること。	
			ストレージ	・RAID1で480GB以上の容量のSSDを搭載すること。	
			I/O	・1000 Base-T接続カードを搭載し、4ポート以上を確保すること。	
			その他要件	・HDD、メモリ、CPU等リソースの障害発生の予兆を事前に提供できる機能を有すること。 ・ラックマウントキット一式を含むこと。	
			重さ	本体が39kg以下	
			外寸	W445.5mm × D679.4mm × H87.3mm と同等程度	
			電源	・電源ユニットを2個以上搭載し、冗長構成が可能であること。 ・AC100/200V 800Wのユニットを2個以上搭載すること。	
			OS	・Microsoft Windows Server2019 Standard(16Core) 9H	
3	バックアップサーバ	本体	筐体	19インチラック搭載型2U以内であること。	3
			CPU	・Intel Xeon Silver 4210Rまたは同等以上のCPUを1基搭載すること。 ・総物理コアで10コア以上搭載していること。	
			メモリ	・64GB以上のメモリ容量を確保すること。 ・DDR4-2933以上でECC付であること。	
			ストレージ	・サーバに接続されたストレージ装置からの起動とし、内蔵ストレージは搭載しないこと。	
			I/O	・1000 Base-T接続カードを搭載し、4ポート以上を確保すること。 ・10GBASE-T接続カードを搭載し、2ポート以上を確保すること。 ・16Gb 2ポートファイバーチャネルコントローラを搭載すること。	
			その他要件	・HDD、メモリ、CPU等リソースの障害発生の予兆を事前に提供できる機能を有すること。 ・ラックマウントキット一式を含むこと。	
			重さ	本体が39kg以下	
			外寸	W445.5mm × D679.4mm × H87.3mm と同等程度	

電源	・電源ユニットを2個以上搭載し、冗長構成が可能であること。 ・AC100/200V 800Wのユニットを2個以上搭載すること。
----	--

		OS	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Windows Server2019 DataCenter(16Core)、外部Storageからの起動(SANboot)とすること。 		
4	共有ストレージ	本体	筐体	<ul style="list-style-type: none"> 19インチラック搭載型、2U以内であること。 2台のアレイコントローラを実装し、且つ2U以内に搭載が可能なこと。 ディスクアレイ装置(ディスクアレイコントローラ)の最大質量が39kg以下であること。 	1
			キャッシュメモリ	<ul style="list-style-type: none"> コントローラあたり最大384GB以上のキャッシュメモリを搭載可能であること(装置あたり最大768GB以上)。 停電時、キャッシュデータと同等の容量を保持可能であること。 	
			ストレージ	<ul style="list-style-type: none"> NVMe SSDを採用し、フルSSDで構成すること。 実効容量としてRAID6構成で70TB以上のメインプールを確保すること。 実効容量としてRAID1構成で3TB以上の筐体内レプリケーションを行える領域を設定すること。 スペアドライブを1台以上搭載すること(メインプール用hot spare)。 追加ライセンスなしで、容量を増設可能であること。 	
			I/O	<ul style="list-style-type: none"> ホストと接続するインタフェースとして16Gbps以上のファイバチャネルをサポートしていること。 同ファイバチャネルインタフェースは装置あたり24ポート以上搭載可能であること。 	
			運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ディスクアレイ装置の構成設定や運転状況は、GUIを採用し、全て日本語表示可能なこと。また、利用者役割によって操作範囲を限定することが可能なこと。 	
			データ保護機能	<ul style="list-style-type: none"> 更新差分データのみを保持して、複製を作成するスナップショット機能を有すること。 同スナップショットを階層構造で取得可能なこと。 ライセンス追加なしでスナップショット機能を利用できること。 ブロック単位でのスナップショットが1.024世代まで取れること。 装置内で特定の論理ディスクに対する複製ディスクを作成するレプリケーション機能を有すること。 	
			その他要件	<ul style="list-style-type: none"> 重複排除機能を有すること。 物理ディスクや論理ディスクの性能が、現在どれだけ出ているかを視覚的/リアルタイムに確認できること。 物理ディスクや論理ディスクの性能を時系列で分析し、視覚的に確認できること。 性能監視をライセンス購入なしで利用できること。 SSDへの書き込みデータを圧縮する機能をもつこと。 	
			重さ	コントローラ本体が39kg以下	
			外寸	W482mm × D852mm × H88mm と同等程度	
			電源	<ul style="list-style-type: none"> 電源はAC200V～240Vで使用できること。 AC200V 1000Wのユニットを2個以上搭載すること。 	

5	バックアップストレージ	本体	筐体	<ul style="list-style-type: none"> ・19インチラック搭載型、4U以内であること。 ・ストレージシステムを構成するコントローラ、ディスク装置、インターコネクが冗長化されており、これらの単一障害があってもシステム停止を防ぐ対策がなされていること。 ・障害が発生したコントローラの処理を他のコントローラへフェイルオーバーができること。 	1
			ストレージ	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想基盤上のデータをバックアップするのに十分な容量を確保すること。 ・性能、容量ともにノードを追加することで拡張ができるスケールアウト型であること。 ・運用開始後でも必要に応じて、性能・容量を拡張することができ、拡張後も論理的に一つの装置として使用できること。 ・シンプロビジョニング機能を有し、拡張のために必要な処理は自動化され、既存データ領域の再構築が不要であること。 ・2UあたりのHDD容量が72TB 以上であること。 ・容量を、ディスクやノードを増設することなく、ライセンスの解除によって将来的に増設できること。 	
			I/O	<ul style="list-style-type: none"> ・1Gb及び10Gbイーサネットの接続を提供していること。 ・1000BASE-Tを4ポート以上搭載していること。10GBASE-Tを2ポート搭載していること。 あるいは16Gbps以上のファイバチャネルを2ポート搭載していること。 	
			運用管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラウザからhttp/httpsアクセスにより接続できるGUIの管理画面を有していること。GUIの操作画面は日本語を提供していること。 ・RSH接続およびSSH接続により実行できるCLIを提供していること。 	
			データ保護機能	<ul style="list-style-type: none"> ・3HDD以上の同時障害でもデータを保護し、障害により喪失したデータのみを高速に再生成する仕組みを実装していること。 ・データ再構築のためのホットスベアディスクを必要とせず、搭載されているデータ領域用ディスクの未使用領域を活用することにより、データ再構築が可能であること。 ・データの整合性を定期的を確認し、破損していれば自動的に修復する機能があること。 ・削除したデータをディスク上から完全に消去する機能を有すること。消去の方式は、米国防総省準拠方式(DoD5220.22-M)とすること。ただし、削除されていないデータは消去せず、完全消去中のRead/Writeを担保すること。 	
			バックアップソフトウェアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップソフトウェアと連携しデータの重複排除を行い、データ転送のネットワークのトラフィックを最小限にすること。 ・バックアップソフトウェアとOpenStorage(OST)で連携し、チューニングされたプロトコルにより、高速にRead/Writeができること。 ・ストレージに保存されているフルバックアップ+差分バックアップをストレージ側で合成し、バックアップサーバに負荷をかけずに新しいフルバックアップイメージを作成できること。 ・フルバックアップを自動的に差分/増分バックアップに置き換えて実行することで、バックアップサーバやネットワークの負荷を低減し、フルバックアップの取得に掛かる時間を短縮できること。 	
			その他要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレージ装置内で重複排除処理が可能であること。 ・格納データを最小化するために、重複排除の他にデータの圧縮も行いディスクに保存すること。 ・入力データを可変長に分割し重複判定処理を行う方式であること。 ・ノードを順次交換することにより、データ移行なしに新しいハードウェア装置へ移行することが可能であること。 ・異バージョンのハードウェアを同一システムに混在でき、論理的に一つの装置として使用できること。 ・動作保障されている室温は、10°C～40°C以下であること。 ・リモートからの保守が可能であること。 	
			重さ	コントローラ本体が39kg以下	
外寸	W482mm × D852mm × H88mm と同等程度				
電源	<ul style="list-style-type: none"> ・電源はAC100V～240Vで使用できること。電源ユニットは冗長化されていること。 ・AC100/200V 1200Wのユニットを2個以上搭載すること。 				
6	管理コンソール	本体	筐体	<ul style="list-style-type: none"> ・19インチラック搭載型であること。 ・HW項番1,2,3のサーバ1台を管理するための18.5型の液晶モニターを含むコンソール装置を1台提供すること。 	1
7	バックアップストレージ接続用スイッチ	本体	筐体	<ul style="list-style-type: none"> ・HW項番3のバックアップサーバと同項番5のバックアップストレージを接続するためのネットワークスイッチを用意すること。 ・スイッチング容量は200Gbps以上であること、転送レートは148.8Mpps以上であること。 ・19インチラック搭載型、2U以内であること。 	1
			I/O	<ul style="list-style-type: none"> ・1000Base-T/10GBASE-Tを含むマルチギガビットイーサネットを8ポート以上有すること。 	

		その他要件	・SDN対応機器であること。	
--	--	-------	----------------	--

No	品名	仕様	数量	
1	仮想化サーバソリューション	①	仮想基盤サーバ上で複数OSの仮想サーバを立ち上げられること。	14
		②	Windows Server20xx, Linux等, 本学で利用している環境をゲストOS(後述)としてサポートすること。	
		③	仮想サーバにおいて効率的なハードウェアのパフォーマンスを享受できる構成であること(通称Type1 Hypervisor機能による実装であること。)	
		④	仮想サーバの資源をリニアな性能を維持しつつスケールアップが実現可能なこと。	
		⑤	仮想サーバが動的にスケールアップや移行が可能であること。	
		⑥	一仮想サーバに障害が発生した場合に環境を一にする筐体群の資源で肩代わりできる機能がアーキテクチャにあること。	
		⑦	運用委託業者が総じて高度なスキルを保持していることが期待できる業界シェア上位製品であること。	
		参考品	以下の製品と同等以上 ・VMware vSphere 7 Standard for 1processor	
2	仮想サーバ管理ソフトウェア	①	SW項番1で構築する仮想基盤の運用管理が行えるソフトウェアを導入すること。	1
		②	仮想サーバのゲスト環境や親プロセスではなく、耐障害性の観点から別筐体で構築ができること。	
		参考品	以下の製品と同等以上 ・VMware vCenter Server 7 Standard	
3	ゲストOS①(Windows Server 20xx)	①	HW項番1の仮想基盤サーバの仮想サーバ上にて、本学で現在利用中のサービスを移行あるいは統合する環境を提供すること。	224コア分 以上(16コアライセンスなら14以上)
		②	ゲストOSライセンスを該当サーバの総コア数分確保すること。	
		参考品	以下の製品と同等以上 ・仮想環境用Windows Server 2019 セット(Datacenter(16Core))+1(ホスト+10ゲスト(2019・2016・2012 R2)) 9H 及びWindows Server 2019 Datacenter 追加ライセンス(16Core)	
4	ゲストOS②(Linux)	①	HW項番1の仮想基盤サーバの仮想サーバ上にて、本学で現在利用中のサービスを移行あるいは統合する環境を提供すること。	14CPU分 以上(2ソケットライセンスなら7CPU分 以上)
		②	ゲストOSライセンスを該当サーバの総CPU数分確保すること。	
		参考品	以下の製品と同等以上 ・Linuxサービスセット Red Hat Enterprise Linux -EX- (仮想環境無制限ゲスト)(2ソケット)	
5	バックアップソフトウェア	①	ゲストOS(前出)の動作する仮想サーバに対し、障害発生時の復旧に必要なシステムバックアップおよびデータバックアップを取得できること。	要件を満たす必要十分な一式(複数のSWやソリューションの組み合わせを想定)
		②	コンソールに加え、Webブラウザ経由で基本操作・設定確認が可能なこと。	
		③	HW項番5のバックアップ機器と連動して、効率的なバックアップ運用ソリューションとして性能を発揮できること。	
		④	バックアップ作業をジョブ化し、スケジュール管理にて運用連動できる機能を持つこと(仮想化管理ソフトウェアあるいはジョブ管理ソリューションとの組み合わせにて実現可。)	
		⑤	重複データを取得対象から排除し、変更ブロックのみをバックアップする機能を有すること。	
		⑥	ファイルの変更部分と以前のバックアップから最新状態のフルバックアップを対象ストレージと連携し合成する機能を有すること。	
		参考品	以下の製品の組合せと同等以上 ・NetBackup Enterprise Server v9.0/9.1 for Windows Tier 1(3式) ・NetBackup Enterprise Client v9.0/9.1 for Windows/Linux Tier 2(7式) ・NetBackup Standard Client v9.0/9.1(4式) ・NetBackup Data Protection Optimization Option v9.0/9.1(71TB分)	

6 システム監視用ソフトウェア	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>参考品</p>	<p>対象とする機器の障害あるいは事前想定された異常を自動的に検知し、システム管理者に通報する機能を有すること。</p> <p>同状況のイベント通知がコンソールあるいはWebブラウザ画面にて一元的に可能であること。</p> <p>監視画面に表示されているアイコンの色で状態の確認ができること(SNMPのMIB情報によるインタフェース監視機能)。</p> <p>本調達のサーバ機器台数分の状態監視・ログ収集が可能なこと。また、監視対象の機器は本学で容易に追加可能なこと。</p> <p>取得したデータ(トラフィック、エラー、各リソース使用状況など)を、連続的に保存できること。</p> <p>同データを利用し、指定する特定日あるいは特定期間中の稼働状況及びエラー状況などのグラフ表示ができること。</p> <p>対象とするサーバ単位でリソース使用量やサービス状況について監視設定を行えること。</p> <p>GUIでの設定運用は日本語で表示できること。</p> <p>以下の製品の組合せと同等以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ESMPRO/ServerManager ・ESMPRO/ServerAgent ・ESMPRO/ServerAgent for GuestOS Ver1.3 ・WebSAN AlertManager Ver4.3 ・Zabbixサーバ </p>	要件を満たす必要十分な一式(複数のSWやソリューションの組み合わせを想定)
7 ジョブ監視ソリューション	<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>⑨</p> <p>参考品</p>	<p>GUIによるジョブフロー定義、監視、実行ができること。</p> <p>スケジュール管理について、日時、週次、月次、36時間以上のスケジュール設定が可能であること。当日の変更が容易にできること。</p> <p>ジョブ異常終了が発生した際に任意のジョブ、任意のフロー箇所から再実行が可能なこと。</p> <p>キューの多重実行、フローの多重起動ができること。</p> <p>ラウンドロビン、キュー待ち状況による負荷分散が可能であること。</p> <p>Excelで作成したジョブ定義表によるジョブフロー、スケジュールの一括編集が可能であること。</p> <p>定義情報や設定情報をExcelファイルあるいはCSVファイルに出力可能であること。</p> <p>ユーザ毎の操作制限が可能であること。</p> <p>クラスタ構成が可能であること。</p> <p>以下の製品の組合せと同等以上 <ul style="list-style-type: none"> ・WebSAM JobCenter SV 1プロセッサ(9-16Core) R15.5(14式) ・WebSAM JobCenter SV for Windows/Linux R15.5 バックアップ(3式) ・WebSAM JobCenter MG for Windows/Linux R15.5 管理サーバ(1式) </p>	一式

8 仮想化システム監視・管理用ソリューション	①	仮想化環境の構築・運用・管理を一元化しシングルポイントで実運用が可能なこと	一式
	②	物理サーバと仮想サーバの混在環境でも一元管理が可能なこと。	
	③	SW項番1, 2に記載の仮想化サーバソリューションと連携できること	
	④	SW項番3, 4に記載のゲストOSを対象とすること	
	⑤	サーバ毎の消費電力を随時採取し、グラフ表示およびCSV形式で出力することが可能であること。	
	⑥	複数サーバを任意グループに分け、各グループまたはシステム全体にOSのパッチやアプリケーションのアップデートを一括配布可能なこと。	
	⑦	複数台の仮想マシンを一括作成することができること。その際、仮想マシンのCPU数/メモリ量/HDD容量/VM作成先データストア/接続先仮想スイッチも一括自動設定できること。	
	⑧	仮想化ホストおよび仮想マシンの負荷状況を監視できること。仮想マシンを無停止で自動集約し、省電力運転を行うことができること。	
	⑨	負荷を平準化するよう仮想マシンを無停止で再配置できること。	
	⑩	自動集約/自動再配置の閾値定義が可能なこと。	
	⑪	仮想化ホストの無応答状態を監視できること。	
	⑫	複数台の仮想マシンを一括して起動/再起動/シャットダウンすることができること。	
	⑬	仮想マシンの起動に際して、ゲストOS上の任意のサービスの起動完了を以って、仮想マシンの起動と判断できること。	
	⑭	物理サーバと仮想化ホスト/仮想マシンが混在した環境において、サーバの依存関係に従った起動/停止の順序制御ができること。	
	⑮	仮想化ホストとその上で動作する仮想マシンの組み合わせを複数パターン記憶し、任意に記憶した組み合わせとなるように仮想マシンを移動することができること。	
	⑯	レポートには仮想環境のライフサイクル管理に必要な以下の情報を含むこと。加工が容易な形式で出力することができること。 ・リソースプール使用状況の最新値 ・リソースプール使用状況の時系列グラフ ・追加可能仮想マシン台数 ・仮想マシンのリソース不足/余剰ランキング ・仮想マシン、仮想化ホストの一覧 ・長期間起動/停止状態の仮想マシン一覧	
	⑰	リソース使用状況を収集し、リソース使用状況から、将来的な傾向を予測する分析や将来の不足時期の算出が可能なこと。	
	⑱	障害の内容に応じて復旧方法を変更することが可能なこと。	
	⑲	障害発生時の仮想マシン再起動復旧において、仮想マシンの再起動に連動して、その仮想マシンに依存しているマシンについても自動的に再起動を実施し、依存関係を順守する仕組みを持つこと。	
	⑳	高負荷時には負荷分散先を増やすこと(スケールアウト)が可能なこと。	
	㉑	仮想化ホストの障害発生時に利用する予備サーバとして、仮想マシンを退避稼働させるためだけに利用する専用ホストを設定できること。	
	㉒	マシンの状態及びVM配置の変更履歴をタイムラインで表示することが可能なこと。	
	参考品	以下の製品の組合せと同等以上 ・SigmaSystemCenter 3.11 VMホスト ソケット (9-16Core) ライセンス(1) 仮想サーバ分(14式) ・SigmaSystemCenter 3.11 ターゲットライセンス(1)/バックアップサーバ分(3式) ・SigmaSystemCenter 3.11 仮想サーバ管理オプション 管理サーバ分(1式) ・SigmaSystemCenter 3.11 Standard Edition 管理サーバ分(1式)	

9) サーバ・ストレージ機器冗長化 管理ソリューション	①	待機系サーバでも監視し、アラートを記録できること(フェイルオーバーの失敗を予防できること。)	一式
	②	以下の障害を検出し、フェイルオーバー(業務継続)できること。 -サーバのシャットダウン/電源ダウン -OSのパニック/スローダウン -ディスクI/Oのハングアップ -アプリケーションあるいはサービスの停止 -パブリックLAN(業務用LAN)の異常	
	③	データベースのハングアップ監視ができること。	
	④	OSシステムリソースの監視ができること。	
	⑤	同機能によりリソース不足による障害発生の予兆を検知し、事前に最適なサーバへフェイルオーバー(業務継続)できること。	
	⑥	LUN単位ではなくパーティション単位で切替が可能であること。	
	⑦	クラスタを構成するサーバをまとめて、1コマンドで安全に(データ保護して)シャットダウンできること。	
	⑧	SCSIリザーブコマンド以外の手法で共有ディスクの排他制御を行なうことで、中途半端なストール時にも確実に共有ディスクの切り離しができること。	
	⑨	一つの管理画面から、複数のクラスタの統合管理が可能であること。	
	⑩	Windows、Linuxで共通のGUI操作性、コマンド体系が用意されていること。	
	⑪	RESTful APIでクラスタの参照・操作が可能であること。	
	⑫	オプション追加でOSシステムリソースの枯渇監視ができること。	
	⑬	プロセス監視機能として、業務アプリケーションやOSのプロセス、サービスの状態監視を行い、自動再開を実施できるフレームワークが提供されていること。	
	⑭	同、グループ化されたプロセス群においても状態監視を行い、異常終了や無応答状態が発生した場合にグループ単位で自動再開を実施できるフレームワークが提供されていること。	
	⑮	同、グループ化されたプロセス群を、プロセス単位に細かな監視ができる機能を有すること。	
	⑯	ディスク監視機能として、監視対象ストレージ装置の自動認識ならびに監視方法などの自動生成を行う機能を有すること。	
	⑰	同、ストレージ装置のバスを監視する際に、待機系のバスも監視し、予防保守に役立てる情報を提供する機能を有すること。	
	⑱	一定時間内に低頻度の確率で障害(Test I/Oエラー)が発生している注意・警告レベルのI/Oバスを検知できる機能を有し、必要に応じて同バスの自動切り離しが可能なこと。	
	参考品	以下の製品の組合せと同等以上 ・CLUSTERPRO X 4.3 for Linux VM (1ノードライセンス)(8式) ・CLUSTERPRO X Database Agent 4.3 for Linux (8式) ・CLUSTERPRO X Alert Service 4.3 for Linux (1ノードライセンス)(8式) ・CLUSTERPRO X System Resource Agent 4.3 for Linux (8式) ・CLUSTERPRO MC ProcessSaver 2.6 for Linux VM (8式) ・CLUSTERPRO MC StorageSaver 2.6 for Linux VM(8式)	

10	ログ管理ソフトウェア	①	Windowsイベントログを収集する機能を有し、さらにログの内容を平易な内容に解析する機能を有すること。	一式
		②	同ログを暗号化/圧縮し送信するログ送信ツールを有すること。	
		③	ソフトウェアにEOSLを設けていないこと。	
		④	Microsoft365、Box等のSaaSログの収集に対応し、分析テンプレートを提供できること。	
		⑤	VMwareログをエージェントレスで収集する機能を有すること。	
		⑥	ログ保管とログ分析における可用性を向上させるため、ログサーバを冗長化できること。	
		⑦	仮想サーバにインストールすること。	
		参考品	以下の製品の組合せと同等以上 <ul style="list-style-type: none"> ・Logstorageアドバンスド(AD)版ライセンス・基本パッケージ(1式) ・Logstorageアドバンスド(AD)版追加LogGateライセンス・基本(2式) ・Logstorageアドバンスド(AD)版追加LogGateライセンス・集計(2式) ・Logstorageアドバンスド(AD)版追加LogGateライセンス・検知(2式) ・Logstorageアドバンスド(AD)版追加LogGateライセンス・レポート(2式) ・Logstorage Box 連携パック(1式) ・Logstorage Microsoft 365 連携パック(1式) 	
11	ライセンス管理ソフトウェア	①	有償ソフトウェアのフローティングライセンスを管理できること。	一式
		②	日時・教室ごとに有償ソフトウェアの利用可否を管理し、利用状況を集計・グラフ化できること。	
		③	仮想サーバにインストールすること。	
		④	ライセンスのバージョンアップに対応すること。	
		参考品	以下の製品と同等以上 <ul style="list-style-type: none"> ・KeyServer(管理端末1000台分を想定) 	

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都公立大学法人情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を委託者に報告すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (7) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

16 書面による提出（報告）と受領確認

当該契約において、受託者から書面により提出を求める事項は、本仕様書の記載に関わらず、別添「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書 チェックシート」により定めるものとする。

委託者は、受託者から提出された書面について、当該チェックシートを用いて受領確認を行う。

電子情報処理委託に係る(標準)特記仕様書 チェックシート

東京都立大学法人

件名 東京都立大学 教育研究用情報システム機器借入れ(長期継続契約)

当該契約において、受託者は「提出の要否」欄の□にチェックが入った事項は、書面により委託者へ提出(報告)すること。

委託者は、受託者から提出された書面に必要事項が記載されていることを確認し、受領確認欄の□にチェックを入れること。

事項		特記仕様書の内容 (根拠: 標準特記仕様書該当箇所)	提出時期	提出の 要否	受領 確認
1 業務の推進体制表					
①	業務責任者(職・氏名)	当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制、作業場所を書面にし、委託者に提出すること。(根拠: 2(1)、(2))	契約締結後直ちに提出すること。 なお、変更が生じた場合は速やかに変更内容を提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	作業体制表	(提出事例) ①から④までを記載した連絡体制表など		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	連絡体制表			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	作業場所			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 誓約書		特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。(根拠: 2(1))	契約締結後直ちに提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 遵守事項の周知状況報告書		契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員へ周知徹底し、実施状況を委託者に報告すること。(根拠: 3(2)) (提出事例) 業務従事者名簿兼周知状況報告書など	実施後速やかに報告すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 安全管理体制に係る資料		受託者は、以下の事項について安全管理上必要な措置を講ずること。(根拠: 8(1)(イ)) a委託業務を処理する施設等の入退室管理、b委託者からの貸与品等の使用及び保管管理、c仕様書等で指定する物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理、dその他仕様書等で指定したもの	提出を求められた場合は直ちに提出すること。		
①	作業場所等の入退室管理記録	(提出事例) ①出勤管理簿、施設等使用簿など		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	貸与品等の使用及び保管管理記録	②貸与品等使用簿、貸与品貸出簿など ③物件等の受払簿など		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理記録		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 消去結果報告書		記録媒体について、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。(根拠: 8(1)イ(ウ)) 消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書					
①	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書	この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。(根拠: 8(1)イ(エ))	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書(再委託先の遵守状況報告書)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

7	事故報告書	事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(1)エ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	個人情報等管理記録	個人情報及び機密情報の管理状況の記録 ア個人情報及び機密情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。イアの管理に当たっては、管理責任者を定め、台帳等を設け管理状況を記録すること。委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。(根拠:8(2)ウ) (提出事例) ②個人情報等使用簿、保管状況管理簿など	委託者から要求があった場合又は契約履行完了後速やかに提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 管理責任者(職・氏名)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 個人情報等の使用及び保管管理記録			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	個人情報等消去申告書及び消去結果報告書	個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法、消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。(根拠:8(2)オ)	消去前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得ること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	個人情報等事故報告書	個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合、個人情報等の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(2)カ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	教育及び研修計画及び実施状況報告書	業務従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。(根拠:8(2)ケ)	研修計画は契約締結後、研修実施状況報告書は実施後、速やかに提出すること。 なお、業務の推進体制に変更があった場合、速やかに変更内容を提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 個人情報等研修計画	(提出事例) ①研修計画書 ②研修実施状況報告書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 個人情報等研修実施状況報告書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	再委託届出書	再委託を行う場合、あらかじめ再委託を行う旨を書面にて申し出て、委託者の承諾を得なければならない。 (以下、記載事項) ア再委託の理由、イ再委託先の選定理由、ウ再委託先に対する業務の管理方法、エ再委託先の名称、代表者及び所在地、オ再委託する業務の内容、カ再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)、キ再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)、ク再委託先がこの特記仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約、ケその他、委託者が指定する事項(根拠:10(1)、(2))	再委託前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得なければならない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 再委託届出書			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 誓約書(再委託先)			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ その他委託者が指定する事項			<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13	その他	電子情報処理委託に係る(標準)特記仕様書に記載のない追記事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>